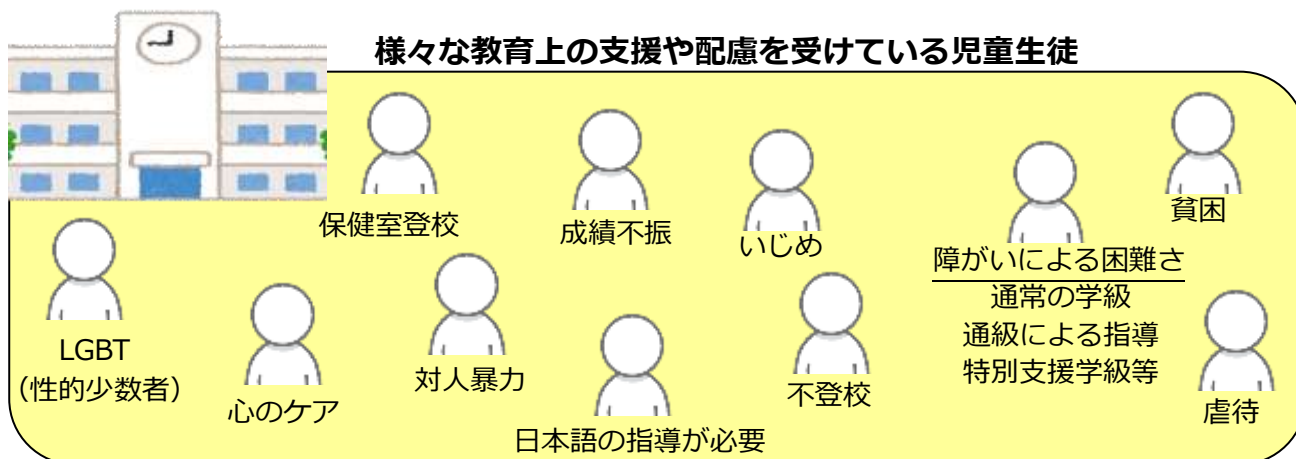


(1) 多様性を認め合う学級づくり

(a) 学校にいる多様な子どもたち

地域の小・中学校、高等学校の中には、障がいのある児童生徒だけでなく、様々な教育上の支援や配慮を受けている児童生徒がいます。



【例えば、データから見てみると】

○通常の学級内での「学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒」の割合は 6.5%^{*1}

○就学援助対象児童生徒の本県の割合は 14.40%^{*2}

○本県の不登校の児童生徒は 1000 人当たり 12.3 人^{*3} (本県では、H23 年→H27 年約 2 割増し)

このような状況においては、「障がいがあるから、支援や配慮をする」のではなく、「**すべての児童生徒に、必要な支援や配慮を行う**」という視点が大切になってきます。

つまり、障がいによる困難さをもっている児童生徒だけでなく、すべての児童生徒とすべての教師の多様性を互いに認め合い、尊重し合う土台が必要となります。

(b) 多様性に向き合う学級づくりが社会にどうつながるか

ユネスコ・特別なニーズ教育に関する世界会議で採択されたサラマンカ声明 (1994 年) にそのヒントが書かれています。

あまりにもしばしば質の低い指導をしたり、教育に対し、「一つの寸法に合わせる」式の考え方をする結果としての、希望を粉みじんに打ち砕いたり、資源を浪費することを避けさせることに、児童中心の教育学は助力できる。さらに児童中心の学校は、すべての人びとの相違と尊厳とを尊重する人びと中心の社会を築き上げるための訓練場といえよう。

参考：国立特別支援教育総合研究所「サラマンカ声明 特別なニーズに関する行動のための枠組み」

* 1 参考：文部科学省 (平成 24 年)「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」

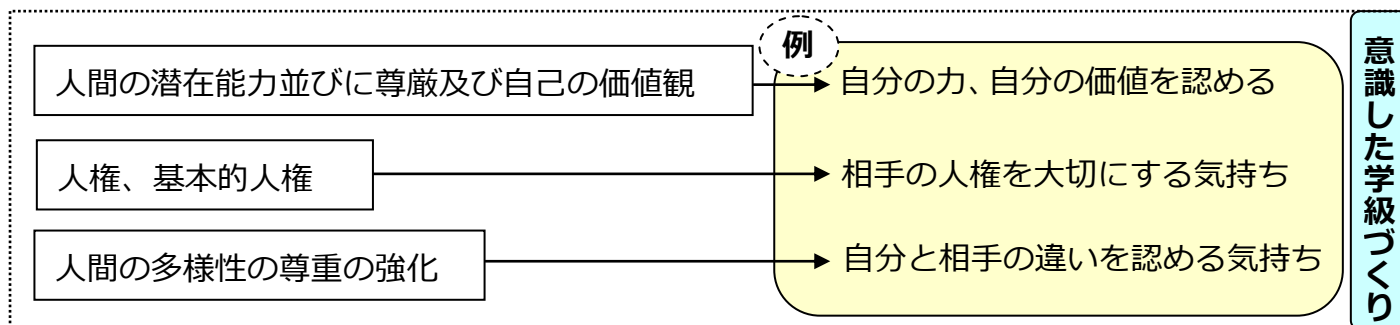
* 2 * 3 参考：福島県教育委員会 (平成 29 年)「福島県の教育の現状分析-SWOT のバックデータ集-」

Ⅱ インクルーシブ教育システム推進のために～多様性に対応した学校づくり～

1 多様性に応じた学級・授業づくり

(c) 障害者権利条約*4から考える認め合える学級づくりとは

障害者権利条約の第24条（教育）の1（a）の内容から考えると



配慮や支援を認め合える学級・あるがままの自分でいられる学級



お互いを認め合える学級になっていますか？

あるがままの自分でいられる環境の中で、私たちは、自分を肯定的に理解したり、自分にとって必要な支援や配慮を頼んだりしながら、最大限の力を発揮することができます。

(d) 学級づくりに必要な視点は？

国立特別支援教育総合研究所（平成26年）「すべての教員のためのインクルーシブ教育システム構築研修ガイド」の中に、学級づくりのポイントは次のように述べられています。

障害の有無に関わらず、教員が多様な子どもたち一人一人の特性や状況を理解し、学級内で適切な人間関係を形成することは、インクルーシブ教育システムを進める上で基本的な土壌となります。

学級づくりの中核的要素としては、「集団づくり・仲間づくり」と「ルールづくり」があげられます。



具体的なアイデアや演習等に関しては、『☆多様性を認め合う学級づくり・授業づくりのためのコーディネートアイデア（例）』をご覧ください。

**「お互いを認め合う」
当たり前だが、それが実に難しい。**

*4：「障害者の権利に関する条約」のこと。詳しくはI-1 ☆⑤『障害者の権利に関する条約』をご覧ください。